

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積合わせを実施します。
令和 7 年 7 月 22 日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局岡山県情報通信部長
幸村 博

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 山上施設除草等業務委託
- (2) 作業内容等 通信施設敷地内における除草等
- (3) 作業場所 玉野市地内及び赤磐市地内
- (4) 履行期限 令和 7 年 12 月 19 日（検査期間を含む。）
- (5) 見積書提出方法等 見積書（様式 2）に消費税及び地方消費税を含めた合計額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格

- (1) 令和 7・8・9 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有している者
- (2) 令和 7 年度における岡山県「役務の提供」の契約に係る入札参加資格を有している者
- (3) (1) 及び (2) の参加資格を有しないが、過去 3 年度以内に当部へ見積書を提出したことがある者

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所及び日時

- (1) 場 所 岡山県岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
中国四国管区警察局岡山県情報通信部通信庶務課
問合せ先 電話番号 086-234-0110（内線 6266）
- (2) 日 時 令和 7 年 7 月 22 日から令和 7 年 8 月 5 日まで

4 見積書提出場所及び締切日時

- (1) 場 所 岡山県岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
中国四国管区警察局岡山県情報通信部通信庶務課
- (2) 日 時 令和 7 年 8 月 6 日（水）12 時 00 分
- (3) 見積合わせに参加する者は上記 (2) の日時までに下記の書類を提出すること。
 - ア 上記 2 (1) 又は (2) に該当する者は、それを証明する書類の（写）
 - イ 上記 2 (3) に該当する者は、過去 3 年度以内に当部へ提出した見積書の（写）
 - ウ 秘密の保全に関する誓約書

5 支払条件

履行完了後適法な請求書を当部が受領した後 30 日以内に振込払とする。

6 問合せ先

中国四国管区警察局岡山県情報通信部通信庶務課経理係
電話番号 086-234-0110（内線 6266）

7 その他

- (1) 見積金額は消費税等を乗じた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (2) 見積合わせの結果の公表は電話での対応も受け付けることとする。
- (3) 契約書案又は請書案の提示がない場合は、契約事項は以下の条件のとおりとする。
 - ア 履行期限の遅延による賠償金 履行期限の翌日から履行完了日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した額とする。
 - イ 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
 - ウ 契約解除に対する違約金 本契約条項を履行しないときは契約履行未済相当額の百分の十に相当する金額を徴収して解除する。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局岡山県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

一 金 円

(ただし、消費税及び地方消費税を含む。)

件 名 山 上 施 設 除 草 等 業 務 委 託

上記の件について、中国四国管区警察局岡山県情報通信部オープンカウンター方式実施要領を承諾の上見積りします。

※会社印・代表者印の押印を省略する場合は、次の事項を記載する。

	氏 名(所属名)	連絡先(電話番号)
書類の発行権者		
本件事務担当		

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局岡山県情報通信部長 殿

秘密の保全に関する誓約書

貴部における 山 上 施 設 除 草 等 業 務 委 託 に係る競争参加にあたり、秘密に属する仕様書、図面、競争参加業者及びその他関係資料について、別紙「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏洩、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び工事従事者の故意又は過失により秘密が漏洩した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

会社名

職 位

氏 名

印

秘密の保全に関する特約条項

(一般義務)

第1条 競争参加業者は、本業務に係る秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保全に万全を期さなければならない。

2 競争参加業者は、競争参加業者の従業員の故意又は過失により警察の秘密が漏洩したときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

(下請負の禁止)

第2条 競争参加業者は、本業務を他の業者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負させるときは、その下請負先、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、発注者の許可を受けるものとする。

2 前条の規定は、競争参加業者の下請負者について準用する。

(交付)

第3条 発注者は、秘密に属する仕様書、図面、現場説明書等又は物件を競争参加業者に交付するときは、秘密であることを明記するものとする。

(特定資料)

第4条 競争参加業者は、主たる契約の仕様書、図面、現場説明書等のうち、秘密の指定のある仕様書、図面、現場説明書等（電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。）を本業務に関係のない者に供覧し、又は漏洩してはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧し、又は漏洩してはならない。

(特定物件)

第5条 競争参加業者は、秘密区分の指定のある物件（以下「特定物件」という。）について、その保管中取扱いの慎重を期し、作業工程に関係のない者に供覧してはならない。

2 作業工程に関係ある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影)

第6条 競争参加業者は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し又は特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしようとするときは、あらかじめ発注者の許可を受けるものとする。

(実施報告)

第7条 競争参加業者は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の規定により特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影したときは、速やかにその旨を発注者に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第8条 競争参加業者は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したときは、発注者の指示により、これらに秘密の表示、管理番号等の標記を表示するものとする。

(立入禁止)

第9条 競争参加業者は、作業工程に関係のない者を、みだりに作業現場、倉庫等の施設に立ち入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて前項の施設に立ち入らせてはならない。

(特定資料の返納等)

第10条 競争参加業者は、特定資料及び特定物件を契約終了後、直ちに発注者に返納し、提出し、又は廃棄しなければならない。

2 前項において、発注者から承認を受けた場合は、契約終了後の保管期間を延長できるものとし、この間は本特約条項が適用されるものとする。

(検査)

第11条 発注者又は発注者の代理人は、必要があると認めたときは、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を競争参加業者に与えることができる。

2 前項の規定は、競争参加業者の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第12条 競争参加業者は、秘密の漏洩、特定資料若しくは特定物件の紛失又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはその恐れがあるときは、適切な措置をとるとともにその詳細を、速やかに発注者に報告しなければならない。